



リースと購入どちらが得か？

企業経営においては、リースか購入かのどちらにするかで迷うケースが多々あります。そこで今回は、上記問題の判断材料を法人税の節税効果の観点から説明しようと思います。

シミュレーション、スタートです

前提 リース契約と購入した場合の償却方法（定率法）との比較
事業の用に供した日は、いずれの場合も事業年度の期首

資産：300万円のコピー機（新品 法定耐用年数 5年 5年目で除却）

リース期間：4年

リース料総額：300万円（毎期 75万円ずつ）

法定実効税率：40%

以下、シミュレーションは「小数点以下切捨て」「消費税は考慮しない」設定で行います。

リース契約の場合

リース料は通常、毎月一定額の支払いになるのですが、今回のシミュレーションでは、便宜的に年額で計算します。

	1年	2年	3年	4年	計
支払額	750,000	750,000	750,000	750,000	
節税効果	300,000	300,000	300,000	300,000	1,200,000

節税効果は、「支払額 × 法定実効税率」で求めます。リースの年額75万円の支払で、法人税は毎年30万円少なくなるわけです。

購入で減価償却に定率法を使用した場合

減価償却の定率法とは「毎期一定率の減価償却を行う償却方法」です。法人は原則としてこの償却方法を採用しています。個人事業者でも定率法の選択は可能です。

定率法の償却額年額の算式は以下のとおりです。

$(\text{取得価額} - \text{前期までの償却累計}) \times \text{耐用年数に対応する定率法償却率}$
耐用年数5年での償却率は 0.369 ですので、節税効果は以下のようになります。

(単位：円)

	1年	2年	3年	4年	5年	節税額計
償却額	1,107,000	698,517	440,764	278,122	475,597	
節税効果	442,800	279,406	176,305	111,248	190,238	1,200,000

$$\begin{aligned}
 \text{償却額年額} &= 1\text{年目} : 3,000,000 \times 0.369 \\
 &2\text{年目} : (3,000,000 - 1\text{年目償却額}) \times 0.369 \\
 &3\text{年目} : (3,000,000 - 1\sim 2\text{年目償却額}) \times 0.369 \\
 &4\text{年目} : (3,000,000 - 1\sim 3\text{年目償却額}) \times 0.369 \\
 &5\text{年目} : (3,000,000 - 1\sim 4\text{年目償却額}) \times 0.369
 \end{aligned}$$

税効果の比較

さて、上記の節税効果の比較をしますと以下ようになります。

	1年	2年	3年	4年	5年	計
リース	300,000	300,000	300,000	300,000		1,200,000
購入	442,800	279,406	176,305	111,248	190,238	1,200,000

5年間のトータルでの税効果は同じですが、設備投資初期の節税効果はどうでしょうか。2年目までは購入の方が累計節税効果は高いため、私としては資金に余裕があれば購入をオススメします。

また、今回は単純に税効果のみにターゲットを絞ってシミュレーションしましたが、キャッシュの動きを含めたシミュレーション(DCF【ディスカунテッド・キャッシュフロー】法と言います。機会があれば取り上げたいと思います)をすると、購入の方が有利の結果が出る事が多いからです。

ただ、本例はコピー機でしたが、車両のように台数が増えると保険料・自動車税等の管理コストが飛躍的に増大するような資産の場合には、割り切ってリースにしてしまう方が管理に係る手間は少なくなるという面もあります。

文中での「リース」はファイナンスリースを前提としています。リース会社が設備を購入してから事業者に賃貸し、途中解約時には残額を全て支払うリースです。リース取引の大半はファイナンスリースに該当します。

参考

現在コピー機等を新規で取得した場合の優遇税制措置「IT投資促進税制」があります。

概要は、ハードなら140万円以上、ソフトなら70万円以上の対象設備を購入した場合に、取得価額の10%の税額控除又は50%の特別償却が選択できます。(資本金3億円以下の事業者が対象)

また、ハードなら200万円以上、ソフトなら100万円以上の対象設備をリース()で取得した場合には、各リース費用総額の60%相当額に対して10%の税額控除を適用する制度もあります。(資本金3億円以下の事業者が対象)

リース期間が4年以上で、かつリース資産の耐用年数より短い場合に限りです。

対象設備等	パソコン	コピー機	ルーター・ハブ
	FAX	IP電話	ICカード利用設備
	スプリッタ	ソフトウェア	デジタル放送受信設備

適用要件の詳細は割愛しますが、この税制を前出のシミュレーションに当てはめると以下の節税効果が得られます。

購入の場合の節税額 :					
税額控除選択	300万円	×	10%	=	30万円
特別償却による減税額	150万円	×	40%	=	60万円
特別償却額	300万円	×	50%	=	150万円

リースの場合の節税額 :					
	300万円	×	60%	×	10%
				=	18万円

特別償却を選択した場合、前出の減価償却費が大きく変わり、上記のように短期的な節税効果が一層上がります。また、上記優遇税制を比較した場合、リースは購入より控除税額が少ないため、購入の方がやはり節税効果は高くなります。

文 渡辺 雅人

<http://www.zaimupartners.jp/clientletter.html>

**御社の顧問税理士は、
困ったときに相談に
のってくれますか？
困る前に手を打って
くれますか？**



税理士法人ザイムパートナーズは経営者様とのコミュニケーションを第一にチーム一丸となって経営者様をサポートします。

税に関わるどんな小さな疑問、経営に関する疑問もお気軽にご相談下さい。

ザイムパートナーズが御社のさらなるステップアップを全力でサポートします！

税理士法人ザイムパートナーズの詳細は・・・

<http://www.zaimupartners.jp/>